

青森県報

号外第二十五号

平成二十五年
三月二十七日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則……………

(労政・能力
開発・課)
… 一

規 則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県職業能力開発促進法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十五号。以下「条例」という。）第四条第三項及び第四項、第五条並びに第六条の規定に基づき、県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準、県立職業能力開発校の行う普通職業訓練を無料とする求職者及び県立職業能力開発校の行う普通職業訓練における職業訓練指導員に係る講習等を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）及び条例において使用する用語の例による。

（県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準）

第三条 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う普通課程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第一の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科

イ 訓練科ごとの教科について最低限必要とする科目は、別表第一の教科の欄に定める系基礎学科、系基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とすること。

ロ 中学校卒業業者等を対象とする訓練の訓練科については、イに定めるもののほか、社会、体育、数学、物理、化学、実用外国語、国語等普通学科の科目のうちそれぞれの訓練科ごとに必要なものを追加すること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。

二 訓練期間

イ 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、別表第一の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとすること。ただし、中学校卒業業者等を対象とする訓練の訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間については、それぞれ同欄に定める訓練期間に一年を加えて得た期間とすること。

ロ イに定める訓練期間は、一年（中学校卒業業者等を対象とする訓練であつて、イに定めるところによる訓練期間が二年となるものにあつては、二年）を超えて延長することはできない。

ハ 中学校卒業業者等を対象とする訓練であつて、イに定めるところによる訓練期間が四年となるものについては、ロの規定にかかわらず、当該訓練期間を延長することはできない。

三 訓練時間

イ 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとに最低限必要とする総時間及び教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、別表第一の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとすること。ただし、前号イただし書に定める訓練科ごとに最低限必要とする総時間は、それぞれ同欄に定める総時間に千四百時間を加えて得た時

間とすること。

ロ 第一号口の普通学科について最低限必要とする訓練時間は、二百時間とすること。

ハ 通信制訓練の面接指導のために最低限必要とする訓練時間は、別表第一の訓練期間及び訓練時間の欄に定める系基礎学科及び専攻学科の訓練時間並びに口に定める普通学科の訓練時間のそれぞれ二十パーセントに相当する時間とすること。

四 設備

イ 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、別表第一の設備の欄に定めるとおりとすること。

ロ イに定めるもののほか、設備の細目は、知事が別に定めるとおりとすること。
2 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う短期課程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科 別表第二の教科の欄に定める学科及び実技の科目とすること。

二 訓練の実施方法 通信の方法によって行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

三 訓練期間

イ 別表第二の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

ロ イに定める訓練期間は、これを延長した場合であっても一年を超えることはできない。

四 訓練時間

イ 通信制訓練以外の訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、別表第二の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

ロ 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、別表第二の訓練期間及び訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の二十パーセントに相当する時間とすること。

五 設備

イ 別表第二の設備の欄に定めるとおりとすること。

ロ イに定めるもののほか、設備の細目は、知事が別に定めるとおりとすること。
六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下とすること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とすること。

八 試験 訓練の修了時に行うこと。

3 知事は、条例第四条第四項の規定により、次の各号に掲げる普通職業訓練を行う場合には、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

一 短期課程の普通職業訓練を修了した者で相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認めるものに対して行う普通課程の普通職業訓練 その者が受けた短期課程の普通職業訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、当該普通課程の普通職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮すること。

二 職業訓練を修了した者で相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認めるものに対して行うその者が修了した訓練科以外の訓練科（その者が修了した訓練課程のものに限る。）に係る普通職業訓練 その者が受けた職業訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、当該普通職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮すること。

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校その他これらに準ずる教育施設において学科の科目（専修学校については、当該専修学校が行う専門課程又は高等課程の学科の科目に限る。以下この号において同じ。）を修めた者に対して行う普通職業訓練 その者が修めた学科の科目（当該普通職業訓練の教科の科目に相当するものに限る。）に於いて、当該普通職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮すること。

四 実務の経験を有する者で相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認めるものに対して行う普通職業訓練 その者が有する実務の経験（当該普通職業訓練の教科の科目に限る。）に於いて、当該普通職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮すること。

五 障害者職業能力開発校において行う普通職業訓練 知事が別に定めるところにより、訓練生の身体的又は精神的な事情等に配慮して条例第四条第一項及び第二項の基準並びに前二項の基準の一部を変更すること。

（県立職業能力開発校の行う普通職業訓練を無料とする求職者）

第四条 条例第五条に規定する規則で定める求職者は、新たな職業に就こうとする求職者とする。

（県立職業能力開発校の行う普通職業訓練における職業訓練指導員に係る講習等）

第五条 条例第六条に規定する規則で定める講習は、昭和四十五年七月一日労働省告

示第三十九号（職業能力開発促進法施行規則第三十九条第一号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する講習）に定める講習とする。

2 条例第六条第六号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 訓練教科に関し、外国の学校であつて学校教育法による大学（短期大学を除く。）と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- 二 訓練教科に関し、外国の学校であつて学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として知事が定める者

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

一 機 械 系	訓練系	訓練の対 象となる技 能及びこれ に関する知 識の範囲	訓練期間 及び	種 別	設 備
機 械 加 工 科	専 攻 科	機械加工に おける基礎 的技術及び この知識に 関する知識	訓練期間 一年 総時間 一、四〇〇時間 二、二五〇時間	建 物の その他 の 機械 工 作 場 実 習 室	工 用 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 図 面 等 の 教 具 材 料
				建 物の その他 の 機械 工 作 場 実 習 室	工 用 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 図 面 等 の 教 具 材 料

二 力 系	電 氣 工 事 科	発 送 配 電 設 備 及 送 電 線 路 の 設 計 及 施 工 に 関 する 技 術 的 知 識 に 関 する 知 識	訓練期間 一年 総時間 一、四〇〇時間 二、二五〇時間	建 物の その他 の 機械 工 作 場 実 習 室	電 氣 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 図 面 等 の 教 具 材 料
		汎 用 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 技 術 的 知 識 に 関 する 知 識	訓練期間 一年 総時間 一、四〇〇時間 二、二五〇時間	建 物の その他 の 機械 工 作 場 実 習 室	電 氣 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 図 面 等 の 教 具 材 料
		汎 用 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 技 術 的 知 識 に 関 する 知 識	訓練期間 一年 総時間 一、四〇〇時間 二、二五〇時間	建 物の その他 の 機械 工 作 場 実 習 室	電 氣 機 械 類 の 製 造 及 修 理 に 関 する 図 面 等 の 教 具 材 料

<p>三 車自二 系動種第</p>	
<p>整備 自動車 科車</p>	
<p>能に備自 及お及動 びけび車 こる検の れ技査整</p>	<p>備自 及お及動 すびのな 知れ検の 識に能基 査整</p>
<p>2 (一) 工機取 造及び構 イ学攻 專作業 二実習 八実習 口基本 イ実習 (二) 測 イ実測 リ実測 チ実測 潤安滑 ト潤滑 ヘ潤滑 力製油 能製油 水自動 力自動 能自動 二造及 八自及 口自及 電子理 概論及 イ生工 (一) 系基 学基礎</p>	<p>2 (一) 工機取 造及び構 イ学攻 專作業 二実習 八実習 口基本 イ実習 (二) 測 イ実測 リ実測 チ実測 潤安滑 ト潤滑 ヘ潤滑 力製油 能製油 水自動 力自動 能自動 二造及 八自及 口自及 電子理 概論及 イ生工 (一) 系基 学基礎</p>
<p>三〇〇時間</p>	<p>訓練期間 二年 総時間 二、八〇〇時間 四〇〇時間</p>
<p>他その</p>	<p>機物工他そ建 械作のの物</p>
<p>類教具図び器製器計具器類機備車自 材類用製及図類測類工 械用整動</p>	<p>場実教 習室</p>

	<p>四 工築施 系建</p>
	<p>築木 科造 建</p>
<p>知れ技理及の木 識に能にび建造 関及お施築建 すびけ工施築 るこる管物</p>	<p>識に 関す る知</p>
<p>(一) 用器積 イ実積 ヘ積算 施工様 水木造 二工規 八材作 口材質 イ木質 (二) 測 イ実測 リ実測 チ実測 潤安滑 ト潤滑 ヘ潤滑 力製油 能製油 水自動 力自動 能自動 二造及 八自及 口自及 電子理 概論及 イ生工 (一) 系基 学基礎</p>	<p>1 (一) 工機取 造及び構 イ学攻 專作業 二実習 八実習 口基本 イ実習 (二) 測 イ実測 リ実測 チ実測 潤安滑 ト潤滑 ヘ潤滑 力製油 能製油 水自動 力自動 能自動 二造及 八自及 口自及 電子理 概論及 イ生工 (一) 系基 学基礎</p>
<p>三〇〇時間</p>	<p>訓練期間 一年 総時間 一、四〇〇時間 二五〇時間</p>
<p>他その</p>	<p>機物工他そ建 械作のの物</p>
<p>類教具図び器製器計具器類機備車自 材類用製及図類測類工 械用整動</p>	<p>場実教 習室</p>

及びこれに
関する知識

メカトロニクス機器の
組立て、制御
及び保守
並びにラミ
ンゲート
の加工技術
に関する知識
及びこれに
関する知識

口 メカトロ ニクス機 器	イ 実習	グ ラム作 成	イ 実習	ニ メカト ロ	ホ メカト ロ	二 電子工 作法	八 電気及 び	八 機械工 作	ア ソフウ エ	ロ イ	イ 機械設 計	ロ イ	ニ 制御機 器	二 専攻	ヘ 安全衛 生	ホ 基本衛 生	水 回路組 立	二 電氣・ 電	八 製図基 本	二 製図基 本	八 タ操作 基本	イ 本実習 基本	口 本実習 基本	イ 機械操 作	ロ 実習	イ 測定基 本	カ 実技	ワ 安全衛 生	カ 関係法 規	ワ 試験法 及	ル 測定法 及	ル 製図	ヌ 材料	リ 応用数 学	チ 材料力 学	工 学	ト 情報通 信	ヘ 電子工 学	ホ 電気工 学	二 機械工 学	八 概論	八 生産工 学	八 概論
------------------------	---------	---------------	---------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	---------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------	---------------	---------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------	---------	---------------	---------------	--------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------	---------------	---------

四〇時間

二五時間

三〇時間

他
その

類教具図び器製器計具器器用処情器用制類機作器又
材類用製及図類測類工類器機理報類機御 械用工機

別表第二（第三条関係）

訓練科	訓練対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間	種別	設備
配管科	金属管又は非金属管の加工及び装着、これらに必要となる板小物製作並びに製図における技能及びこれに関する知識	(一) 学科 配管概論 材料 管工法 管工作法 配管施工法 （工場配管施工法、建築配管施工法、屋外配管施工法等のうち必要とするもの） 安全衛生 (二) 実技 機械操作実習 施工図作成実習 （製図の場合に限る。） 管工作実習 配管施工実習 （工場配管、建築配管、屋外配管等のうち必要とするもの） 安全衛生作業法	訓練期間 六月 訓練時間 総時間 七〇時間	その他 機械	黒板、椅子等を備えた実習場 管工作機械 器具 計測器 製図器具 図用器具 材料類
訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間	種別	設備

八 組立実習
操作及び
保守実習

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二百十五円一銭